

現行の係数算出方法における課題と対応

令和2年4月16日

温対法に基づく事業者別排出係数の
算出方法等に係る検討会事務局

1.非FIT非化石証書の導入に係る検討事項について

- ① 非FIT非化石証書のCO2排出係数原単位について**
- ② 排出係数報告に使用可能な非FIT非化石証書の対象年度について**

2.19年度の排出係数算定に係る通達改正事項

- ① 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について**
- ② 把握率の公表について**
- ③ メニュー別排出係数報告に係る通達の修正**

3.その他（通達改正時期について）

① 非FIT非化石証書のCO2排出係数原単位について

- 前年度の第16回温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（以下、「排出係数検討会」という。）（平成31年3月開催）にて、非FIT非化石証書を使用することによるCO2排出削減効果に関する考え方について、議論を行った。
- 前年度の排出係数検討会時点では、非FIT非化石証書がもつCO2排出削減効果は **2019年度においては、FIT非化石証書同様に全国平均係数としつつ、非FIT非化石証書に係る制度設計が決定されたのち改めて議論することとされた。**
- 今般、非FIT非化石証書に係る制度設計が決定されたことを踏まえ、**非FIT非化石証書のCO2排出原単位の考え方**について議論いただきたい。

非FIT非化石証書のCO2排出原単位を検討するにあたっての論点

- 2018年5月より、非化石価値取引市場が創設され、**FIT非化石証書に係る取引が開始**されている。FIT非化石証書については、高度化法に基づく非化石電源比率の算定に用いることが可能であると同時に**温対法におけるCO2排出量がゼロである価値**（以下、「ゼロエミ価値」という。）**も有しており**、その**CO2削減相当量**（以下「CO2排出原単位」という）**は全国平均係数**とされている。
- 非FIT非化石証書に係る詳細制度設計については、2019年度の制度検討作業部会において議論がなされ、非FIT非化石電源は、2020年4月発電分以降から非化石証書の対象^{※1}とすることとされた。
- また、高度化法^{※2}の2030年度44%目標の達成確度を高めるため、制度検討作業部会において、中間評価の基準に係る議論がなされ、**2020年度より、毎年度、中間目標値を設定**することとされた。
- **非FIT非化石証書は、FIT非化石証書と同様に中間目標値の達成のために利用されること**となるため、非FIT非化石証書のCO2排出原単位を検討するにあたっては、**両証書のゼロエミ価値の公平性**や**小売電気事業者による中間目標値達成に向けた取り組み等に考慮**した制度設計が必要となると考えられる。

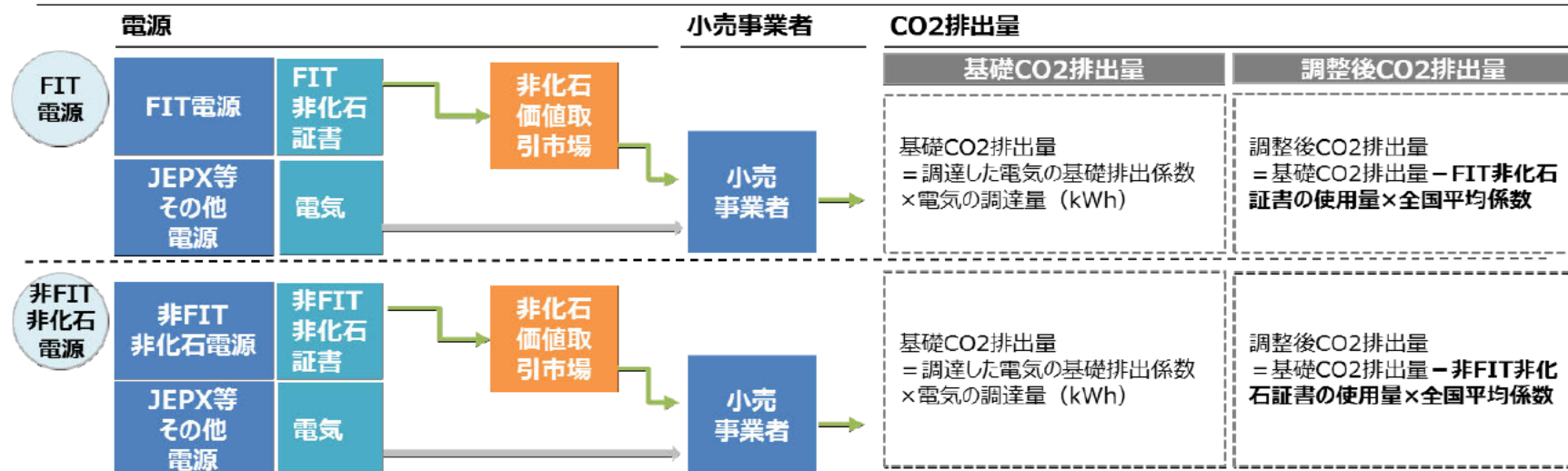
※1 2019年秋に固定価格買取期間が終了した電源（以下、「卒FIT電源」という。）については、2019年11月発電分から、先行して非FIT非化石証書の対象とされている。

※2 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の略

論点① 非FIT非化石証書のCO2排出原単位について

- FIT非化石証書を使用することによるCO2削減相当量に関する考え方については、第14回・第15回排出係数検討会において議論され、現行のFIT電気の排出係数制度における考え方を踏まえ、基本的には全国平均係数分のCO2削減効果（CO2排出原単位）があるものとされている。
- これは、FIT電源（再エネ電源）の調整力として、長期的な視点では火力や原子力を含むすべての電源（全電源平均）が代替しているという考え方に基づいたもの。
- 現在制度検討作業部会において、非FIT非化石証書の制度設計（高度化法に基づく中間評価の基準の設定含む）が議論されているところ。非化石証書のCO2削減効果は等しく取り扱う必要があるという観点から、非FIT非化石証書について、現時点（2019年度）においては、FIT非化石証書同様に全国平均係数としつつ、非FIT非化石証書の制度設計が決定されたのち改めて議論してはどうか。

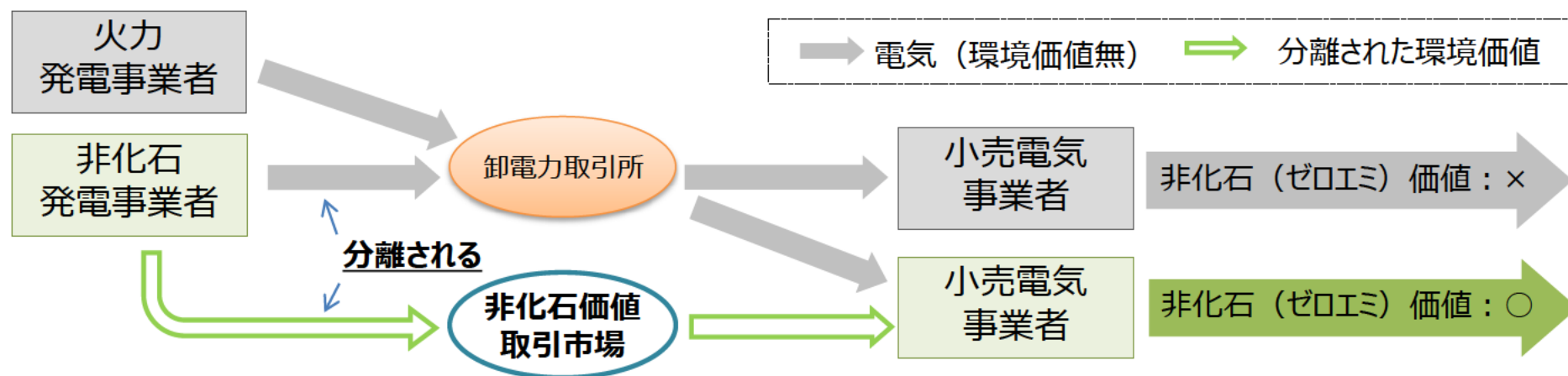
現状の整理（現時点（2019年度））



(参考) 非化石価値取引市場について

- 小売電気事業者による高度化法の目標達成を促すため、非化石電源（再エネ等）に由来する電気の「非化石価値」を証書化し取引する非化石価値取引市場を創設。
- 市場創設により、非化石電源からの調達機会が限られていた新規参入者にとっても、非化石証書を購入することで目標達成が可能となる。
- 2018年5月よりFIT電源に由来する非化石証書の取引が実施されており、2020年4月より、FIT以外の非化石電源（大型水力等）も含め、全非化石電源が非化石証書の対象とされる。

※また、非化石証書の導入は、再エネ等の非化石電源への投資等の促進や、環境負荷の低い電気の使用を希望する需要家の選択肢拡大（例：RE100）にも資する。

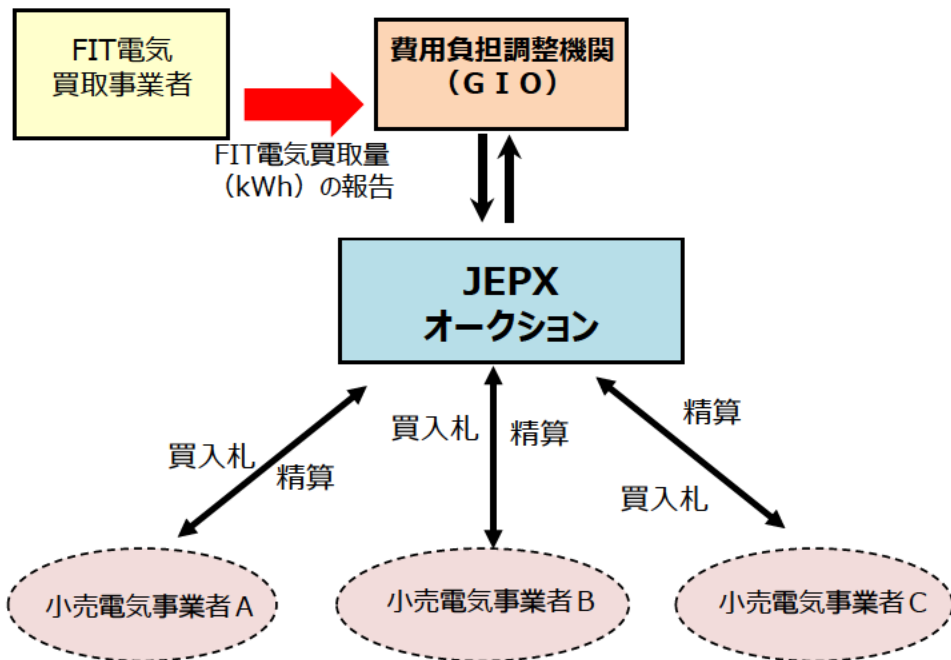


(参考) FIT電源に係る非化石証書の取引について

平成29年11月第15回制度検討
作業部会資料に基づき作成

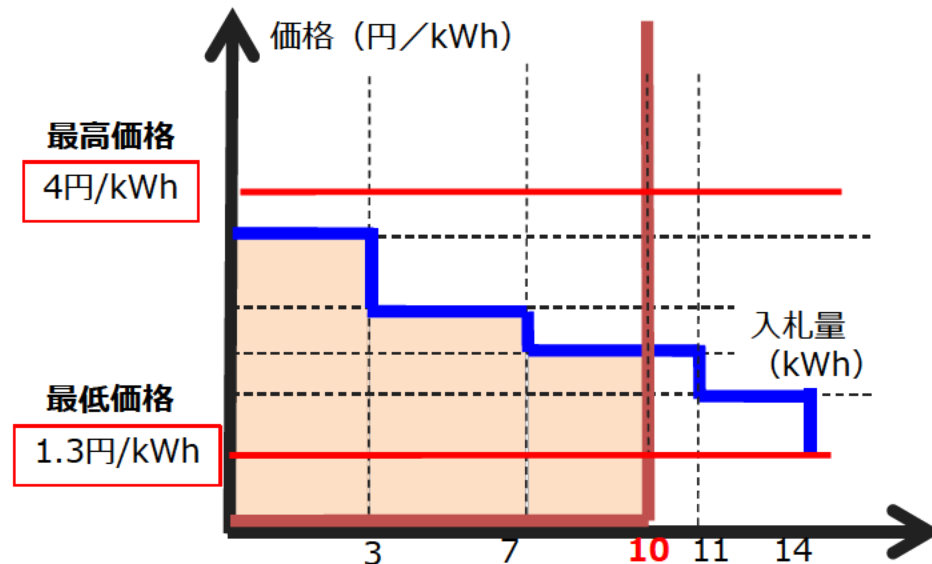
- FIT電源に係る非化石証書は、FIT法※上の費用負担調整機関である低炭素投資促進機構（GIO）が、FIT電気の買取量（kWh）に相当する非化石証書を日本卸電力取引所（JEPX）を通じて、小売電気事業者に売却する。
※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- オークションの形態については、当面、マルチプライスオークション方式にすることとされている。

FIT非化石証書の取引スキームイメージ



オークション方式

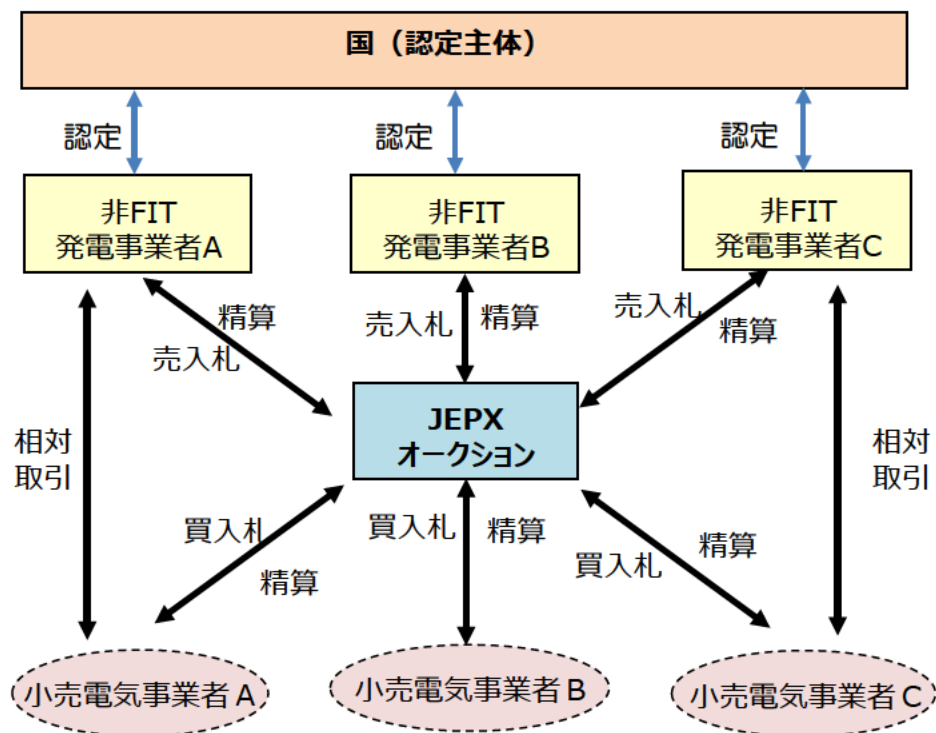
<マルチプライスオークション方式>



(参考) 非FIT非化石証書の取引について

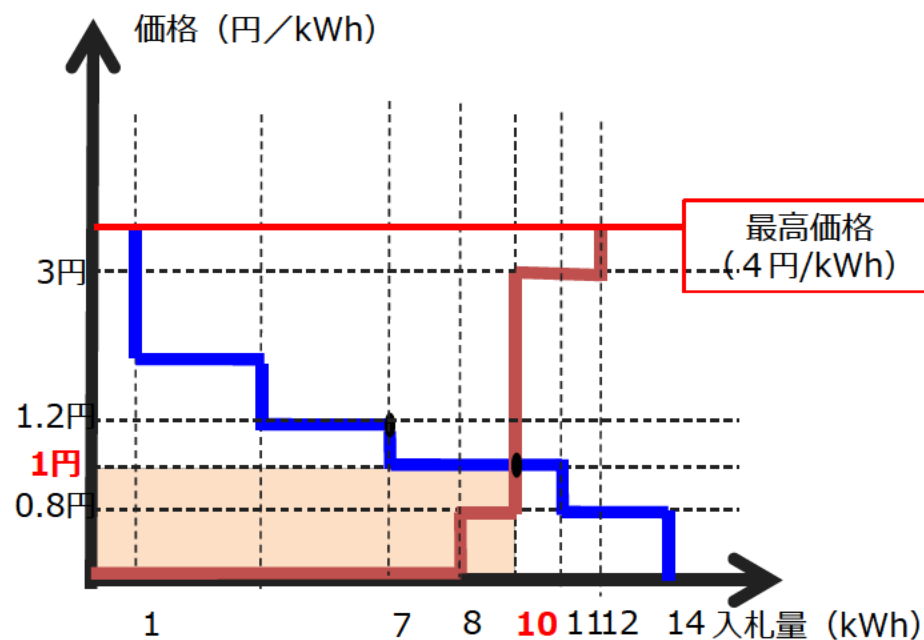
- 非FIT電源に係る非化石証書（非FIT非化石証書）の売手は発電事業者となる。
- 発電事業者は、認定主体である国から電源及び電力量の認定を受けることで非FIT非化石証書を取得することとなる。
- 非FIT非化石証書を取得した発電事業者は、当該証書をオークション（市場取引） 或いは相対取引によって、当該証書を小売事業者へ販売する。

非FIT非化石証書の取引スキームイメージ



オークション方式

<シングルプライスオークション方式>

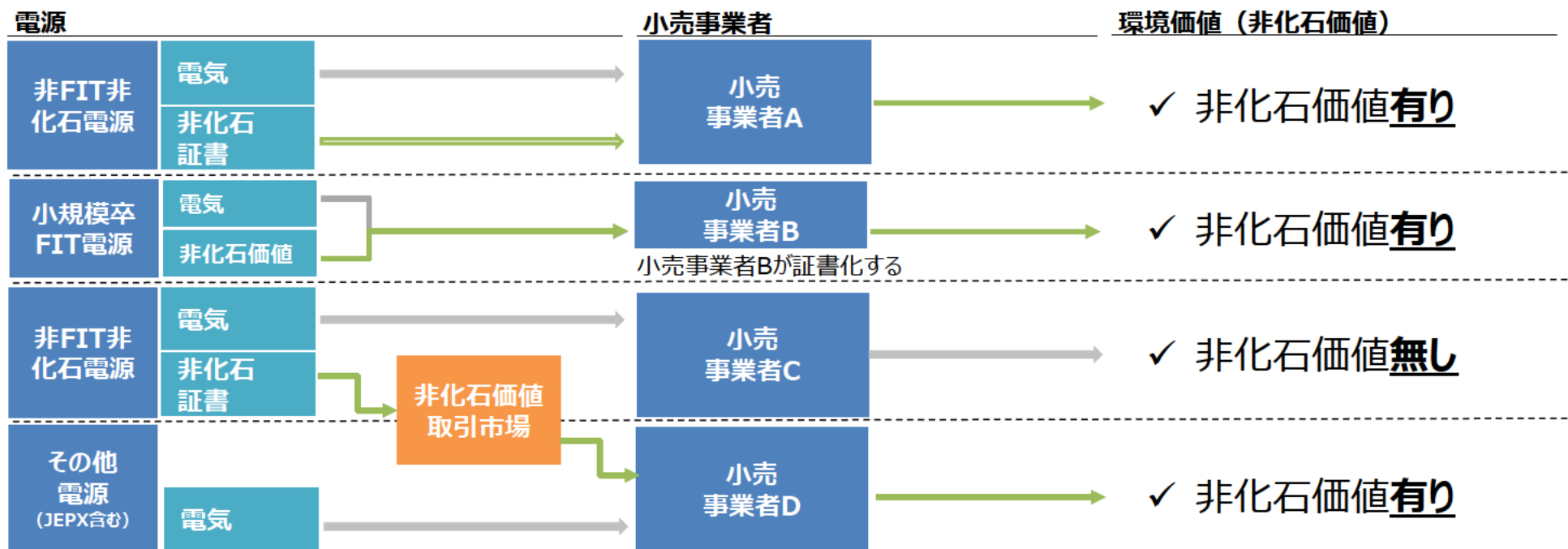


※相対取引については、当事者間によって価格が設定される。

(参考) 非FIT非化石証書の環境価値の整理について

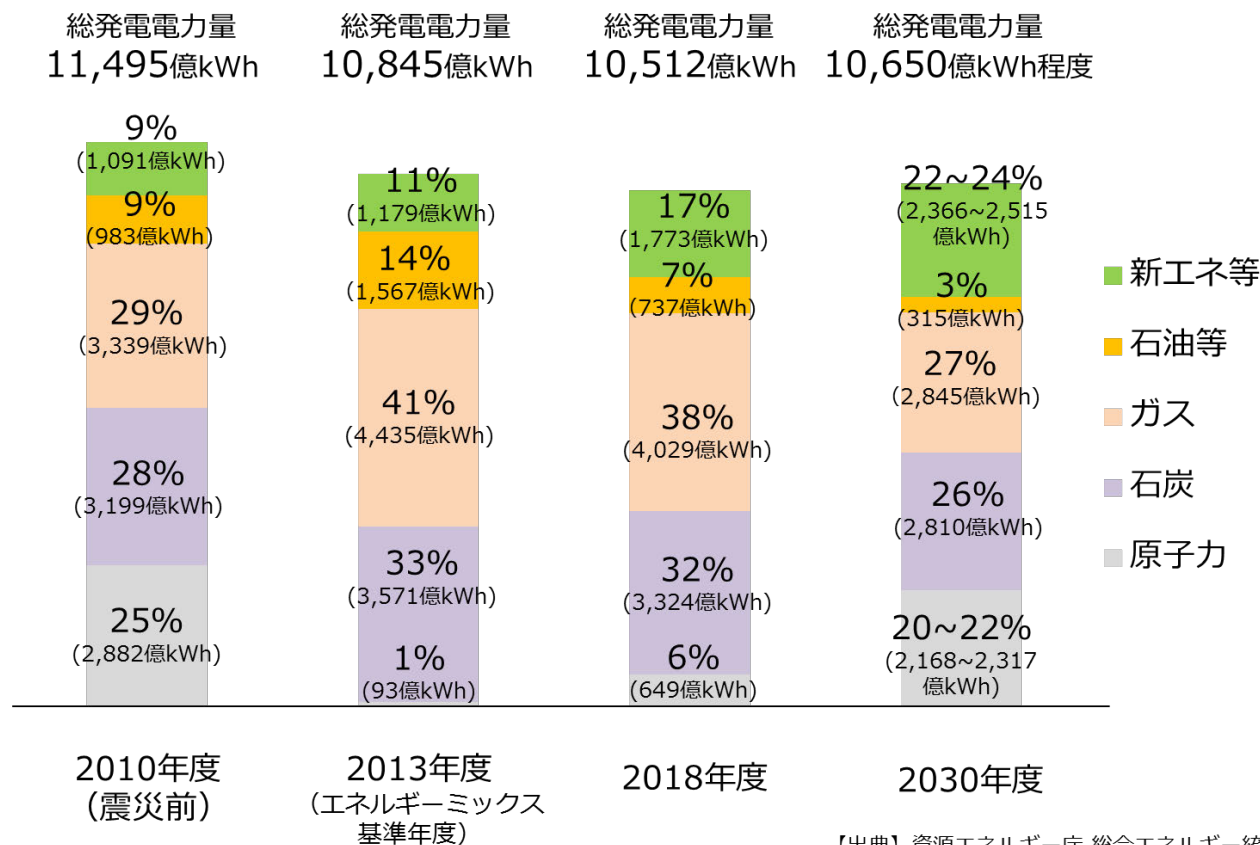
- これまで、非FIT非化石電源から発電された電気を小売電気事業者が相対契約に基づき調達した場合、当該電気は非化石価値を有する電気として高度化法の非化石電源比率に計上可能とされてきた。
- 今般の非FIT非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された系統電力の非化石価値は非FIT非化石証書に化体※され、この場合、ゼロエミ価値・環境表示価値も併せて証書に付随する。このため、小売電気事業者が非FIT非化石電源から電気を相対で調達していても、非化石証書を調達していない場合は、当該電気を高度化法の非化石電源比率に計上することは出来ず、証書に付随する他の環境価値も取得出来ないこととなる。

※第26回制度検討作業部会において、非化石価値のダブルカウントを回避する方策として、非化石電源を保有する発電事業者が相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化して管理を行う方向で議論がなされた。



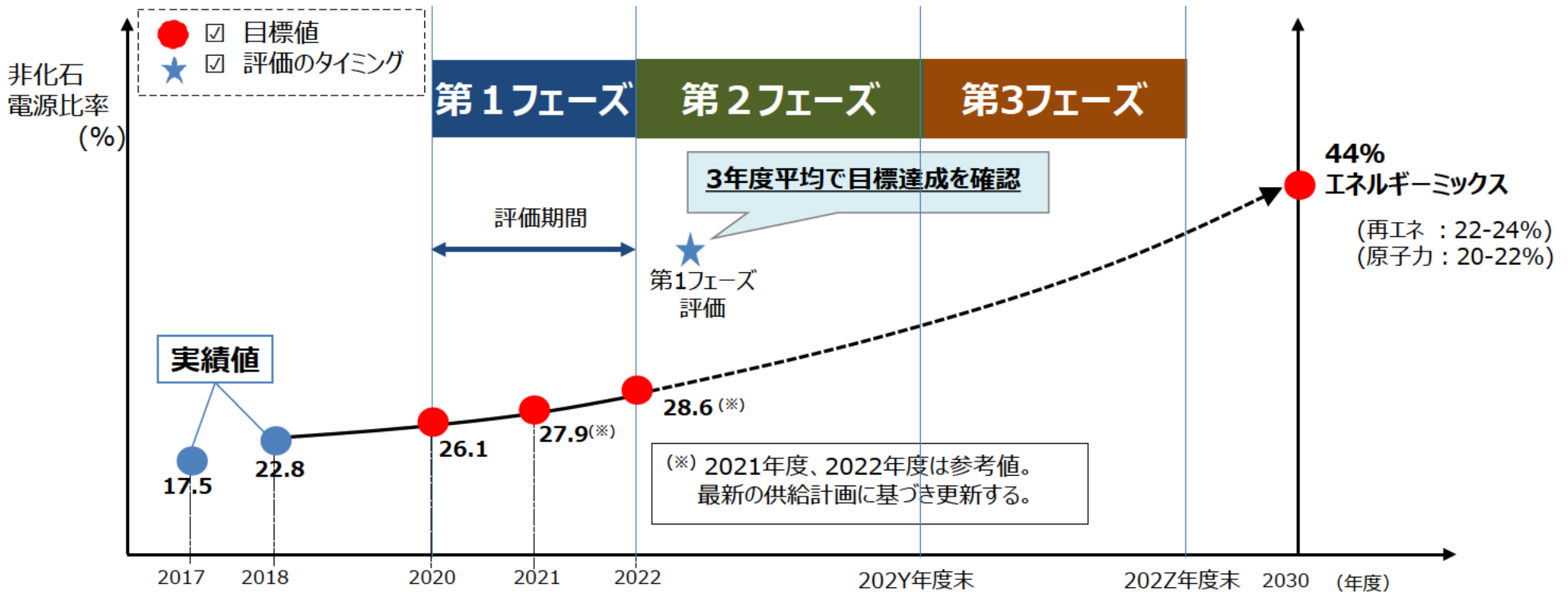
(参考) エネルギー供給構造高度化法

- エネルギー供給構造高度化法は、エネルギーの安定供給・環境負荷の低減といった観点から、**電気事業者に対して、非化石エネルギー源の利用の促進を義務付けている。**
- 具体的には、年間販売電力量が5億kWh以上の**小売電気事業者**に対して、エネルギーミックスを踏まえ、**自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にする**ことを求めている。
※判断基準告示において定めており、未達の場合、指導・勧告・命令・罰則が科され得る。



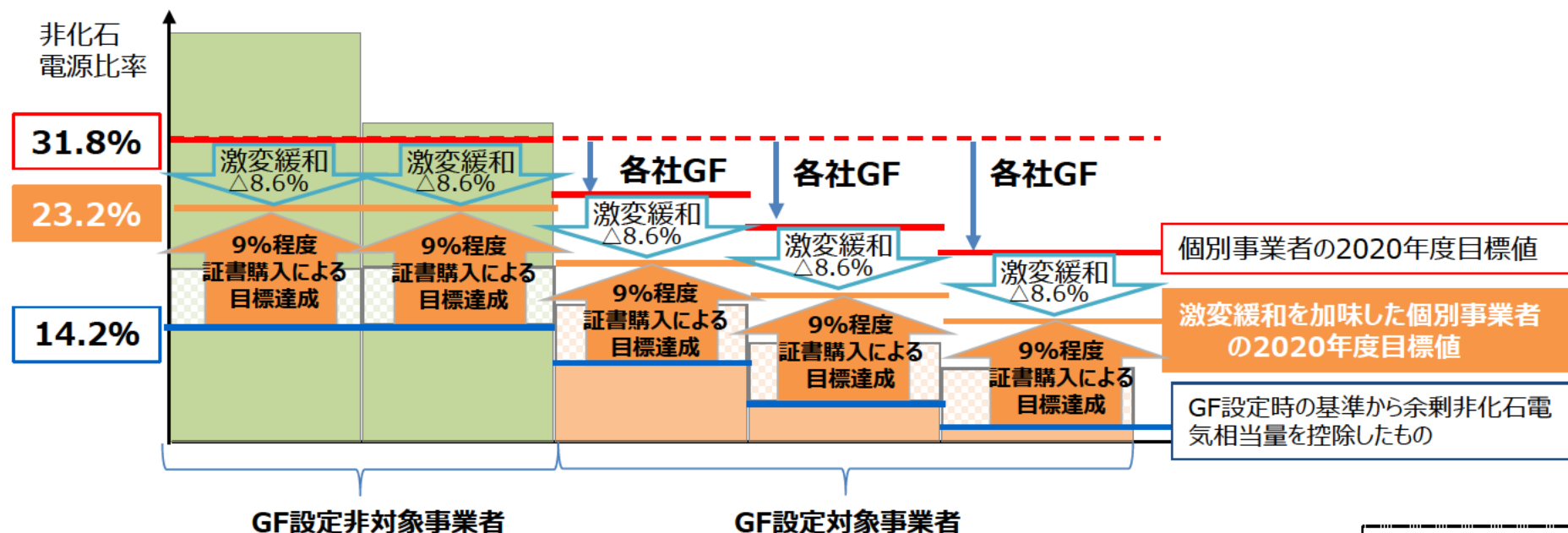
(参考) 中間目標値の設定

- 高度化法の2030年度44%の目標達成の確度を高めるため、2020年度より、毎年度、中間目標値を設定。2020年度の中間目標値は、全体で26.1%。
- 第1フェーズにおける事業者毎の中間目標値の設定にあたっては、2018年度における事業者の非化石電源の調達状況（2018年度の非化石電源比率実績値）を踏まえて設定。



2020年度の目標値の設定について

- 各小売電気事業者の2020年度の間目標値は、以下のように設定される。
 - 2020年度の非化石電源比率想定：26.1%（19年度供給計画より）
 - GF総量(5.7%)を加味して算定した2020年度の非化石電源比率目標：31.8%
 - 2018年度の売残り証書分(△8.6%)を激変緩和量とし、その分を差し引くこととする。
 - GF設定非対象事業者の2020年度の非化石電源比率目標値は23.2%。
 - GF設定対象事業者については、23.2%から各事業者のGFを引いたもの。
- このとき、各小売電気事業者の証書購入量は9.0%程度となる。（橙線と青線の差）



<計算式>
 個社の目標値 = 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 + GF総量 - 各社GF量 - 激変緩和量

余剰非化石電気相当量
 余剰非化石電気相当量

非FIT非化石証書のCO2排出原単位について

- 非FIT非化石証書のCO2排出原単位を検討するにあたっては、非化石証書の活用方法の観点に加え、事業者の排出係数へのインパクトや高度化法の間目標設定に係る制度趣旨に関する観点も踏まえて整理を行う必要があると考えられる。
- 以下のとおり、「小売電気事業者が非化石証書を活用する対象の電源は必ずしも火力電源由来の電気とは限らないこと」や、「非FIT非化石証書のCO2排出原単位によって一部の事業者の排出係数が現状に対して大きな変更が生じるような扱いは避けることが必要」という観点から、非FIT非化石証書の排出係数について、FIT非化石証書同様に全国平均係数としてはどうか。

※ 非FIT非化石証書は、FIT非化石証書と同様に中間目標値の達成のために利用されることとなるため、両証書のゼロエミ価値の公平性の観点も重要。

①非化石証書の活用方法

- FIT非化石証書については、JEPXから調達した電気やFIT電気にも活用されており、今後取引される非FIT非化石証書についても、同様の活用方法に加え、非化石証書の発行に伴い環境価値が切り離された水力発電由来の電気等にも活用されることも想定される。このため、小売電気事業者が非化石証書を活用する対象の電源は、必ずしも火力電源由来の電気とは限らない。

②事業者の排出係数へのインパクト

- CO2排出原単位を火力電源平均とした場合、非化石証書を用いて排出係数を低くしたい事業者にとっては、オフセット効果が大きくなるため、排出係数低減につながる。一方で、非FIT非化石電源の持つ環境価値（ゼロエミ価値）は非化石証書に化体され、環境価値（ゼロエミ価値）が切り離された電気に適用されるオンセット効果の影響も大きくなる。
※再エネ電源を自社で保有する事業者などは、市場に証書を供出した分だけ調達する電気の係数は悪化するが、火力電源平均となることでさらに悪化する。

③高度化法における制度趣旨との関係

- 2020年度より中間目標が設定されることとなったが、非化石証書の取引環境に大きな影響を与えないよう、化石電源グランドファザリング（特例措置）を導入するなど、小売事業者間の非化石電源の調達環境に配慮した制度設計を行っている。排出係数についても同様に、一部の事業者にとって、現状に対して、大きな変更となる扱いはなるべく避けることが必要と考えられる。
※「再エネ電源を自社で保有する事業者等の証書販売側」と「証書の購入側」で、取引環境に大きな影響を与えないことが望ましい。

(参考) 温対法と国際的な気候変動イニシアティブとの相違について

第1回 我が国企業による国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関する研究会(平成30年10月)より抜粋

背景②：日本の気候変動対策に係る国内制度

- 日本では、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）により、企業は自らの温室効果ガス（GHG）の排出量を算定。
- SHK制度にて定められている温室効果ガス排出量の算定方法とGHGプロトコルスコープ2ガイダンスのGHG排出量の算定方法には違いがある。



需要家は温対法に基づき算定した排出量だと、グローバルイニシアティブ(CDP、SBT、RE100等)への報告に使用しづらくなっている。

	グローバルルール(GHGプロトコル)	国内ルール(温対法)
オフセットクレジット	<ul style="list-style-type: none">● 排出量の調整に使用不可。 (ただし“再エネJ-クレジット”は使用可)	<ul style="list-style-type: none">● 排出量の調整に使用可。
証書	<ul style="list-style-type: none">● 排出量の調整に使用可。● 証書が持つゼロエミ価値はkWhベース。 ✓同量(kWh)の電力を、その排出係数に拠らずゼロエミ化できる価値。	<ul style="list-style-type: none">● 排出量の調整に使用可。● 証書が持つゼロエミ価値はt-CO2ベース。 ✓証書発行元の発電によって回避されたと考えられる発電に伴う排出量分(=全国平均係数/移行限界電源係数)のゼロエミ価値。
証書発行後の属性のない電力の扱い	<ul style="list-style-type: none">● 残余ミックスを適用	<ul style="list-style-type: none">● FIT電気はゼロ(基礎排出係数計算時)もしくは、全国平均係数(調整後排出係数計算時)を適用

(参考) 温対法と国際的な気候変動イニシアティブとの相違について

第1回 我が国企業による国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関する研究会(平成30年10月)より一部抜粋

(参考①-10) GHGプロトコル「スコープ2ガイドンス」の概要 (5/7)

3	証書の“ゼロエミ化”効果の規定	再エネ証書の“ゼロエミ化”効果には、①当該再エネ発電によって回避された既存発電所の発電による排出量に相当する“ゼロエミ化”効果を有するとする考え方、② <u>当該再エネ発電量 (kWh) と同量のいかなる電力 (排出係数の高低は問わない) に伴う排出量も“ゼロエミ化”できる</u> とする考え方が存在。スコープ2ガイドンスは②のみを採用。
---	-----------------	--

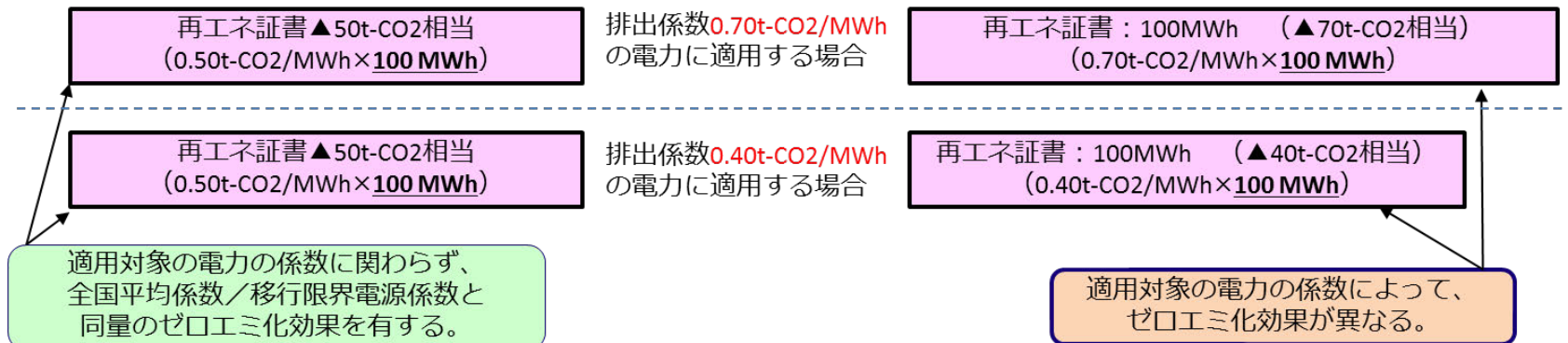


考え方①：ゼロエミ化効果は回避された排出量 (t-CO₂)

1 kWhの再エネ発電により、他電源の発電1kWh分が回避された。回避されたのは、全国平均係数もしくは移行限界電源係数 (いずれも0.50 t-CO₂/MWhと仮定) の電力だと考えられるから、証書のゼロエミ化効果は▲0.50 t-CO₂/MWhである。

考え方②：ゼロエミ化効果は再エネ発電量と同量の電力 (kWh)

1 kWhの再エネ発電の証書の価値は、「0 t-CO₂/kWh×1 kWh」である。いかなる排出係数の電力1kWhでも、この証書1kWh分を無効化すれば、ゼロエミ化できる。

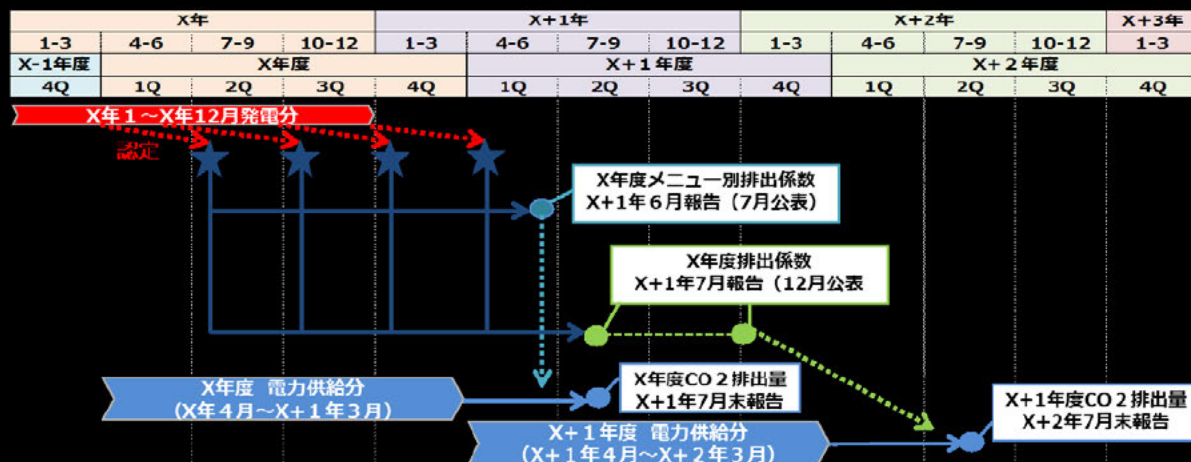


②排出係数報告に使用可能な非FIT非化石証書の対象年度について

- 第15回排出係数検討会(2018年3月)において、排出係数の報告に使用できるFIT非化石証書の対象年度については高度化法と取扱いを合わせることと整理されており、X年(暦年(1~3月を含む))に発電されたFIT電源に係る非化石証書(FIT非化石証書)は、X年度の排出係数の報告に使用できることとされている。
- 非FIT非化石証書についてもFIT非化石証書同様に、X年(暦年(1~3月を含む))に発電された非FIT非化石電源に係る非化石証書はX年度の排出係数の報告に使用できることとする。

1 - 2. 今後の排出係数の報告スケジュールについて

平成30年3月第15回排出係数検討会資料より抜粋



1.非FIT非化石証書の導入に係る検討事項について

- ① 非FIT非化石証書のCO2排出係数原単位について**
- ② 排出係数報告に使用可能な非FIT非化石証書の対象年度について**

2.19年度の排出係数算定に係る通達改正事項

- ① 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について**
- ② 把握率の公表について**
- ③ メニュー別排出係数報告に係る通達の修正**

3.その他（通達改正時期について）

① 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について(1)

- 制度検討作業部会第二次中間とりまとめ（2019年7月）に基づき、固定価格買取期間が終了した住宅用太陽光などの小規模な電源（卒FIT電源）の非化石価値については、**2019年11月発電分より非化石証書の対象とされている。（他の非FIT非化石電源に由来する電気については、2020年4月発電分以降、非化石証書の対象となる）**
- また、卒FIT電源に由来する非化石証書については、市場での売買ではなく、**電気とセットで調達する相対取引のみが認められている。**

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

小規模な卒FIT電源等の非化石価値の取り扱いについて

- FIT制度に基づく固定価格買取期間が終了した住宅用太陽光発電等の小規模な非FIT非化石電源（小規模卒FIT電源等）を調達した当該小売電気事業者が、①当該電気に由来する非化石価値を非化石価値取引市場に売却することが認められるかが論点となるが、これまで小売事業者間の証書の転売については、税務上の懸念があることから当面転売は出来ない仕組みとしているところ、上記①の場合については、小売事業者間による非FIT非化石証書の転売にあたと解される。
- このため、当面、小規模卒FIT電源等の取り扱いについては、②非化石価値を有する電気をそのまま需要家等に販売することとしてはどうか。
- なお、②の場合において、前頁の議論のとおり、ダブルカウント防止の観点から、すべて証書化の上、非化石価値取引システムにおいて管理する方法としては、具体的には、小売事業者が調達した電力量（直接需要家に販売した電力量）を認定機関経由でJEPXに通知し、当該電力量分に相当する非化石証書をJEPXの非化石証書管理口座の証書残高に反映させつつ、電気を需要家に販売するという方法が想定される。

	取引フロー概要	備考	
① 市場取引		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 卒FIT電源等の電気を調達した小売事業者Aが非化石価値のみ市場で販売 ✓ この場合、非化石価値を証書化し、市場を介して小売事業者間で転売していることになる 	× 小売事業者間による非化石証書の転売に該当
② 相対取引		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 卒FIT電源等の電気を調達した小売事業者Aが非化石価値と電気をセットで需要家等へ販売 ✓ 小売電気事業者Aは、当該買取電力量に相当する非化石証書量を認定機関経由でJEPXに通知し、非化石証書管理口座において、小売電気事業者Aの口座の証書残高に反映させる。 ✓ 小売事業者Aは需要家へ販売する電力量に合わせて証書を償却（費用化）する。 	○

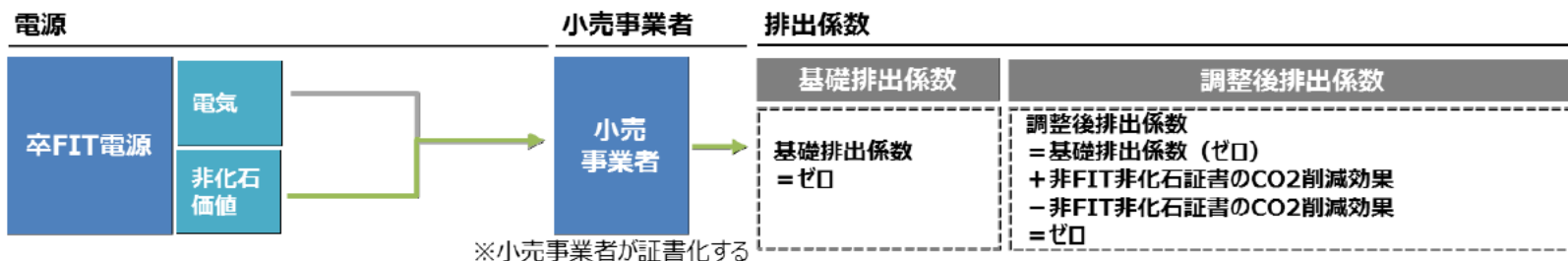
①卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について(2)

- 第16回排出係数検討会（2019年3月）において、卒FIT電気を調達した場合の排出係数の考え方について整理がなされており、他の非FIT電気を調達した場合と同様に、**調整後CO2排出量算定の段階で非化石証書の削減相当量分を加算・減算することで、基礎排出係数ゼロ、調整後排出係数ゼロ**とされている。

論点④-1 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の考え方について

平成31年3月第16回
排出係数検討会資料より抜粋

- 第26回制度検討作業部会において、小売電気事業者が卒FIT電気を調達する場合、小売事業者は電気と非化石価値をセットで調達し需要家に販売することとされた。また、その際、当該電気を調達した小売事業者が証書化する（非FIT非化石証書を保有する）ことと整理された。
- また、卒FIT電気は非FIT非化石電源に由来する電気的一种であることから、卒FIT電気を調達した場合においても、論点②における考え方と整合をとる必要がある。
- このため、**小売電気事業者が卒FIT電気を調達した場合、非FIT非化石電源を調達した場合と同様に現時点においては当該電気の基礎排出係数を0とし、調整後排出係数非化石証書のCO2削減効果を加算とすることが妥当**ではないか。なお、小売事業者は**卒FIT電気を調達すると共に当該電気の電力量に相当する非化石証書を保有しており、この非化石証書を使用して当該電気を需要家に販売することで、調整後排出係数を0**とすることができる。



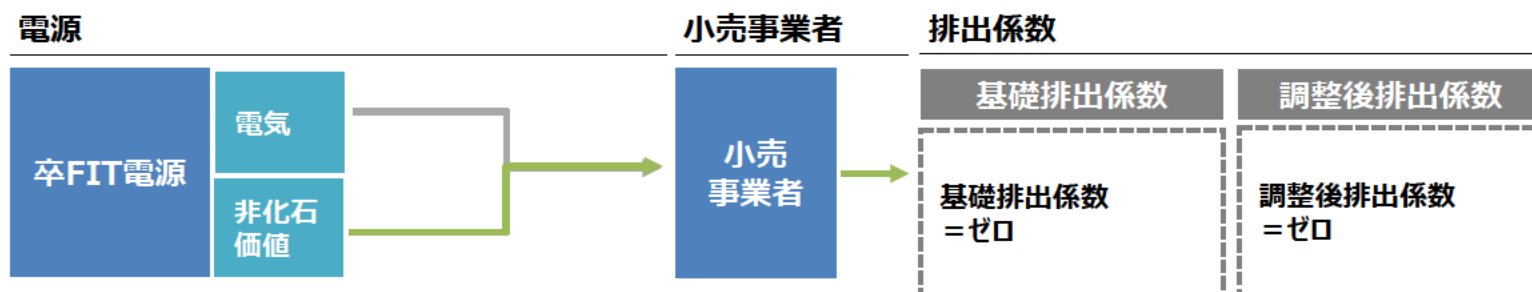
① 卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について(3)

- 前頁のとおり、卒FIT電気を調達した場合の排出係数は、基礎排出係数ゼロ、調整後排出係数ゼロとされているが、これは現時点において証書化されていない非FIT非化石電気を調達した場合における現行の排出係数と同様の結果。
- また、上述のとおり、2019年度においては非FIT非化石電源のうち卒FIT電源のみ証書化されており、卒FIT電気については、電気と非化石価値のセットによる調達（相対取引）しか存在せず、証書が電気と分離されて調達されることはない。
- このため、2019年度の排出係数報告においては、卒FIT電気を調達した場合においても、他の非FIT非化石電気を調達した場合と同様に、現行の通達様式に基づき基礎排出係数ゼロ、調整後排出係数ゼロ^{※1}として報告^{※2}することとしてはどうか。

※1 卒FIT電気を調達した場合において、必ずしもメニュー別排出係数による報告を義務付けるものではない。

※2 2019年度の排出係数の報告にあたって、現行の報告様式の修正は行わない。卒FIT電気及びそれに由来する非FIT非化石証書に係る様式の修正は、2020年度の排出係数の報告に係る通達改正の際に、他の非FIT非化石電源及び非FIT非化石証書の排出係数算定に係る報告様式の修正と併せて行うこととする。

<2019年度の排出係数算定・報告上の取り扱い>



②把握率の公表について

- 現在、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（以下、「通達」という。）において、基礎排出係数及び調整後排出係数の公表に当たっては、把握率を併記することとされている。
- 把握率については、当該排出係数算定制度が開始されたときからの運用されているものであり、把握率の公表については、当時事務局より、以下 2 点の理由から公表するものとされていた。
 1. 事業者の実態に近い数値を公表してもらうためのインセンティブとする。
 2. 事業者に係数の高い電源を代替値に引き下げて算定する等の不正防止
- 一方で、小売全面自由化により、バランシンググループ内の融通受電により係数が特定できない場合や、代替値を用いている事業者から電気を調達した場合など、把握率が低くなるが、その把握率の減少を懸念する声があった。

※昨年行ったパブリックコメントにおいて、事業者より「現状、各小売電力事業者がどの程度「把握率」を重視しているかは不明ではございますが、「把握率」が公表項目であることから（把握率の）減少を懸念する事業者も少なからずいるものと考えております。」といったコメントがされている。
- こうした事業者の懸念はあるものの、把握率の公表に関する当初の経緯を踏まえると、把握率及びその理由の公表については、現状を維持しつつ、今後も状況を注視するのではないかと。

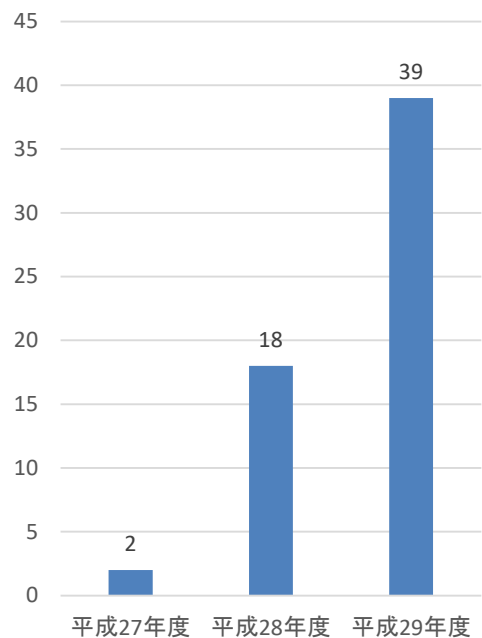
把握率の算出方法

$$\text{把握率 (\%)} = \frac{\text{販売電力量} - (\text{代替値を使用して算出した受電電力量})}{\text{販売電力量}}$$

③その他技術的な通達改正事項(メニュー別排出係数算定にかかる算定方法について) (参考) メニュー別排出係数の活用状況について

- メニュー別排出係数は平成27年度報告分より導入され、メニュー別排出係数を導入する電気事業者は年々増加している。

メニュー別排出係数 利用事業者数の推移

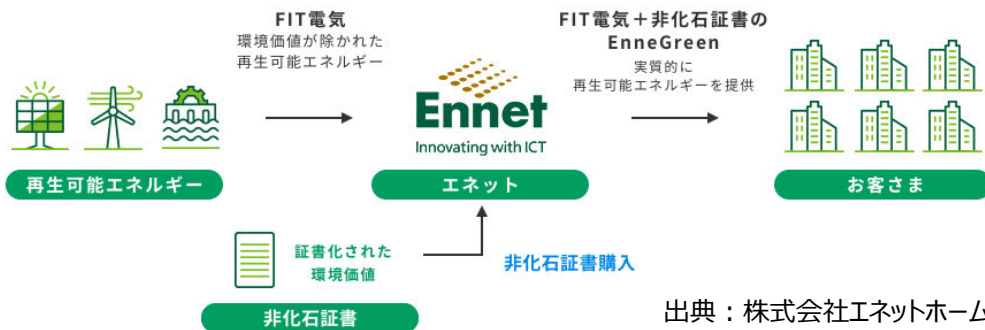


メニュー別排出係数活用事例

【株式会社エネットのEnneGreenメニュー】

FIT電気+非化石証書で実質的に再生可能エネルギーを提供(CO₂排出量をゼロにする)する方法

FIT電気に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、実質的に再生可能エネルギーを提供(CO₂排出量をゼロにする)するEnneGreenです。



出典：株式会社エネットホームページより
※複数ある提供方法のうち1つを紹介

③その他技術的な通達改正事項(メニュー別排出係数算定にかかる算定方法について)

- 現行の排出係数算定通達に基づくと、メニュー別排出係数の算定にあたって、メニュー毎の販売電力量は、当該電気事業者の販売電力量を「メニュー毎の受電電力量に応じて「按分」する」こととされている。
- その販売電力量は使用端ベースの電力量だが、按分する際に用いる電力量は受電端（送電端）ベースの電力量となっているため、実際のメニュー毎の販売電力量とズレが生じている。
- このため、事業者の販売電力メニューの実態に則したメニュー別排出係数が算定できるように、メニュー毎の販売電力量は、受電電力量に応じて按分するのではなく、実際のメニュー毎の販売電力量に基づいて算定できるよう、通達の一部を修正することとしてはどうか。

【通達 別紙9 メニュー別排出係数について】

2. メニュー別調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

- (1) 略
- (2) メニュー別固定価格買取調整後二酸化炭素排出量を、以下①～⑥の手順により算定する。なお、算定の過程は表13(メニュー別)に記載する。
 - ①～②略
 - ③メニュー仕訳後の固定価格買取制度による自社・買取電力量にメニューごとの販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を除く)^(注)を合算して、メニューごとの販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を含む)を算出する。

(注)販売電力量(使用端における電気の供給量)は、実際のメニューの販売電力量に基づくものとし、以下(i)～(ii)の手順で発電電力量(または受電電力量)を按分することにより求めることとする。

(i) 2. (1) ①～⑥の各方法によるメニュー別基礎二酸化炭素排出量の算定の際に、自社電源に由来する電気に係る発電電力量(または他者から調達した電気に係る受電電力量)を係数用メニューごとに仕訳し、各方法による発電電力量(または受電電力量)をメニューごとに合計したものの内数となっていないなければならない。する。

(ii) 当該電気事業者の販売電力量(固定価格買取制度による電気調達分を除く)を上記(i)で得られたメニューごとの発電電力量(または受電電力量)実際の販売電力量に応じて按分して、メニューごとの販売電力量を求める。

1.非FIT非化石証書の導入に係る検討事項について

- ① **非FIT非化石証書のCO2排出係数原単位について**
- ② **排出係数報告に使用可能な非FIT非化石証書の対象年度について**

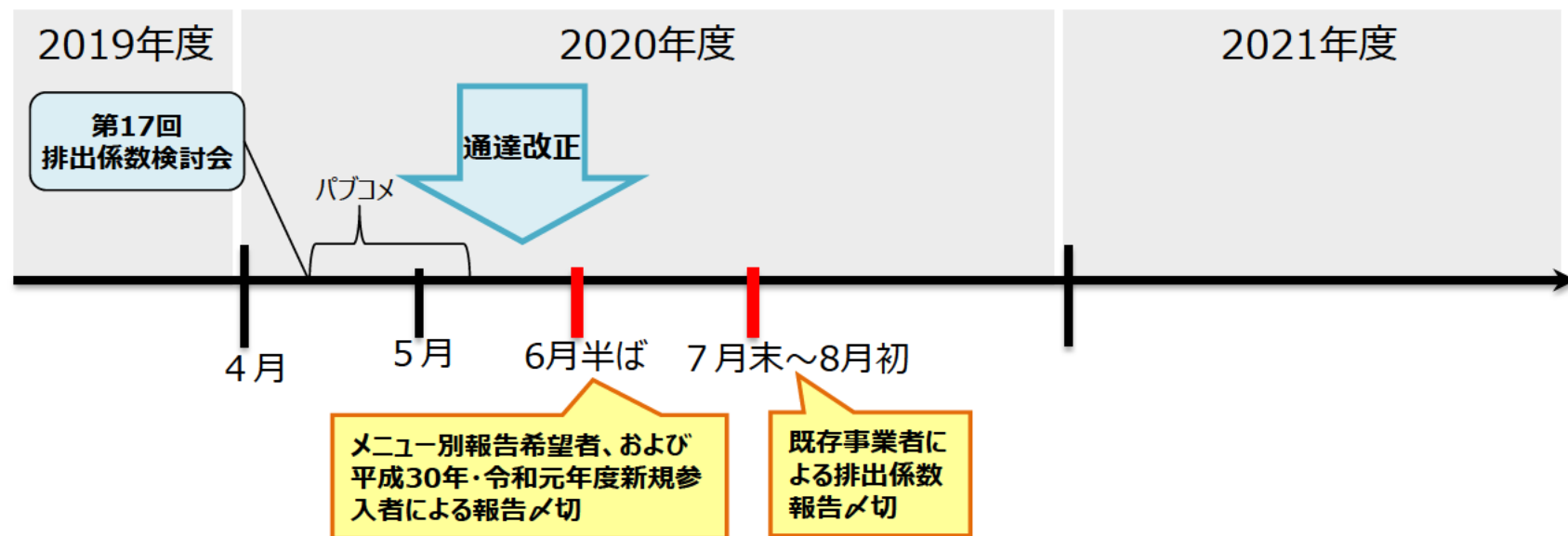
2.19年度の排出係数算定に係る通達改正事項

- ① **卒FIT電気を調達した場合の排出係数の算定方法について**
- ② **把握率の公表について**
- ③ **メニュー別排出係数報告に係る通達の修正**

3.その他（通達改正時期について）

その他（通達改正時期について）

- 今回ご審議いただいた内容については、パブリックコメントを実施後、適切な時期に通達を改正することとしたい。
- なお、今後も電力システム改革等に伴う排出係数の整理については、制度設計に係る審議会の議論の動向等に注意しつつ必要に応じて本検討会にて、検討することとしてはどうか。
- 特に、2020年度は非FIT非化石証書の取引の開始と共に、高度化法の間目標設定に伴い非化石証書そのものの取引の活発化が想定される所、排出係数の算定においては、事業者の取引の実態を踏まえつつ、変更が必要と思われる事項がある場合は、本検討会にて引き続き検討することとしたい。



※今般の新型コロナウイルスの影響を鑑み、締切時期の延期など対応の検討が必要なこともありうる。